

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和 8 年 5 月 11 日提出

三次市長 福岡 誠志

専決処分第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，三次市都市計画税条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市都市計画税条例の一部を改正する条例

三次市都市計画税条例（平成 16 年三次市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 3 2 項」を「附則第 15 条第 3 1 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 3 6 項」を「附則第 15 条第 3 5 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 3 7 項」を「附則第 15 条第 3 6 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 4 1 項」を「附則第 15 条第 4 0 項」に改める。

附則第 17 項中「第 9 項，第 13 項から第 17 項まで，第 19 項，第 20 項，第 24 項，第 27 項，第 31 項から第 33 項まで，第 36 項，第 37 項，第 41

項若しくは第44項」を「第8項，第12項から第16項まで，第18項，第19項，第23項，第26項，第30項から第32項まで，第35項，第36項，第40項若しくは第43項」に改め，同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に，「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に，「附則第8項，第10項及び第11項」を「附則第9項，第11項及び第12項」に，「附則第10項，第11項及び第13項」を「附則第11項，第12項及び第14項」に，「附則第13項」を「附則第14項」に，「附則第14項」を「附則第15項」に改め，同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め，同項を附則第16項とし，附則中第14項を第15項とし，第13項を第14項とし，第12項を第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め，同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め，同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め，同項を附則第10項とし，附則中第8項を第9項とし，第7項を第8項とする。

附則第6項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め，同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に，「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類」に改め，同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第1

4条第3項の条例で定める特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別
附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の三次市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。